

概 要

被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、ビル管理の設備員として勤務していたところ、勤務先の事業場の中央監視室に座ったまま、目を開けていびきをかき、泡を吹いていたのを同僚に発見され、○医療センターに救急搬送されたが「くも膜下出血（以下「本件疾病」という。）、僧帽弁閉鎖不全症の疑い、心肺停止」と診断され、同日死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件疾病は業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、会社の勤務中の事故により死亡したものであり、業務上の災害であることは明らかである。

日々の仕事のストレスによる体の酷使が一番の原因と思われるが、その日も暑い夏の日のボイラー室での3時間にわたるオイルさし業務、悪臭や熱風騒音等、血圧上昇に因果関係があり、血圧値の急激な変動により本件疾病となった。

よって、監督署長の下した不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (2) 発症直前から前日まで及びおおむね1週間の業務において、週40時間を超える時間外労働はなく、休日も確保されており、日常業務と比較して特に過重な業務とは認められない。
- (3) 発症前おおむね6か月の業務について、全期間ともに時間外労働時間は月30時間以下であり、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間もすべて20時間以下である。また、労働時間以外の負荷要因も認められない。
- (4) 健康診断において、血圧の最高値が140であり、総合所見欄においてLDLコレステロールが高値であり、再検査を受けるよう記載があったが、再検査を受けた事実は確認されなかった。

(5) 地方労災医員は、今回の発症について「被災者は、2か月前から24時間拘束勤務となっていたが、不規則性はなく、休日もあり、超過勤務時間は発症前6か月間では月20時間以下であった。発症時も通常勤務中であり、死亡当日のボイラー室の勤務は疾病とは無関係であったと考えられる。本件は既往病変の悪化が勤務中に生じたものであるが、発症と業務との間に相当因果関係は見出しえない。」と意見を述べている。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 被災者が罹患した疾病は、「くも膜下出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。ビルの管理業務でボイラー室の業務は悪臭、熱風、騒音はあるものの、一般的な業務であり、異常な出来事があったものとは判断できない。

ウ 発症前1週間の過重業務の有無について、発症前おおむね1週間の実労働時間は39時間30分で、時間外労働時間は0時間であり、前日、前々日、6日前及び7日前には休日も取れていることから短期間の過重業務があったものとは判断できない。

エ 発症前1か月の時間外労働時間数は16時間であり、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数は、最大で発症前3か月平均の18時間50分であり、80時間を超えない。

その他の業務の負荷要因については、夜勤があるものの、夜勤明けは休日となるようシフトが組まれており、睡眠時間は確保され、疲労の蓄積は解消されている。

オ 地方労災医員の医証をみると、被災者は2か月前から24時間拘束勤務となっていたが、不規則性はなく、休日もあり、超過勤務時間は発症前6か月間では月20時間以下であった。発症時も通常勤務中であり、ボイラー室の勤務等と発症とは無関係であったと考えられ、業務との相当因果関係は否定されるとしている。

(2) 結論

以上から、本件疾病について業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものとは認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。